

労働行政の地方一元化について

近畿ブロック知事会 2 府 8 県においては、地域の実情やニーズに応じた施策展開や、よりきめ細やかなサービス提供を図っていくため、現在、ハローワーク、ポリテクセンターで行われている労働行政に係る権限や事務について、それらの執行に必要な財源と人員を併せて、地方に移管することを要望する。

については、労働行政（ハローワーク業務・（独）雇用・能力開発機構のポリテクセンターで行われている職業訓練業務）を住民に身近な地方に一元化することにより、住民にとって、よりきめ細やかなサービス提供を図るため、下記の対応を求める。

1 ハローワーク業務について

ハローワーク業務については、二重行政を助長する恐れのある「出先機関改革のアクション・プラン（案）による運営協議会方式」などではなく、国と地方の役割分担を明確にするとともに業務内容を抜本的に見直し、真に必要な権限とそれに見合う財源について都道府県への移管を進めること。

2 職業訓練業務（（独）雇用・能力開発機構のポリテクセンター）について

職業訓練業務については、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきであり、職業能力開発行政における国と都道府県の役割を明確にしたうえで、地方一元化を進めること。

そのためには、ポリテクセンターの移管を希望する都道府県等が受け入れやすいよう、「（独）雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」による移管条件を次のとおり見直すこと。

- (1) ポリテクセンターが従来行っている職業訓練に要する経費は、労働保険特別会計の財源をもって支弁されるものであるため、地方移管に伴い、地方に新たな財政負担が生じないよう、必要な財源を同特会から負担するなどの恒久的な財源措置を講ずること。
- (2) 職業訓練の内容を国が制限することなく、地域の実情に応じて地方が独自に設定できる移管条件とすること。
- (3) ポリテクセンターの資産は、無償譲渡とすること。
- (4) 移管にあたって、職員の採用は都道府県が主体性を持って行えるようにすること。

平成22年12月22日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川一誠
三重県知事	野呂昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田啓二
大阪府知事	橋下徹
兵庫県知事	井戸敏三
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
徳島県知事	飯泉嘉門
鳥取県知事	平井伸治